

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月5日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市教委規則第12号

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則（平成13年四日市市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休業日) 第3条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 学年始休業日 4月1日から4月 <u>6</u> 日まで (4)から(8)まで (略) 2 (略)	(休業日) 第3条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) 学年始休業日 4月1日から4月 <u>5</u> 日まで (4)から(8)まで (略) 2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)